



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施（二件）……………一
 - ……………（生活文化局計量検定所検査課）……………一
 - 建築基準法による一団地の区域……………一
 - ……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
 - ……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………二
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………三
 - ……………（同）……………三
 - 森林法による地域森林計画……………三
 - ……………（産業労働局農林水産部森林課）……………三
 - 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………四
 - ……………（建設局道路管理部監察指導課）……………四
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………六
 - ……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……………六
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六
 - ……………（同）……………六
 - 開発行為に関する工事完了（二件）……………六
 - ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）……………六
 - 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………八
 - ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………八

告示

●東京都告示第五十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十二日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 板橋区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十八年二月二十二日から同年三月三十一日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）。
- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第五十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十二日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

- 一 検査地域 葛飾区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの（分銅及びおもりを含む。）。
- 三 検査期日 平成二十八年三月一日から同月三十一日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）。
- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年一月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
- 対象区域の地名地番 認定年月日

豊島区目白一丁目十二番一の一部、平成二十七年十
同番八、同番十七、同番二十、千五 二月二十一日
十七番一の一部、同番十八、同番二
十から同番二十二まで、同番二十五
から同番二十七までの各一部、同番
二十八並びに同番二十九及び同番三
十の各一部、同番三十一、同番三十
六の一部、同番四十一、同番四十二
の一部、千二百三十二番二、千二百
三十三番並びに同番三

二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第五十五号

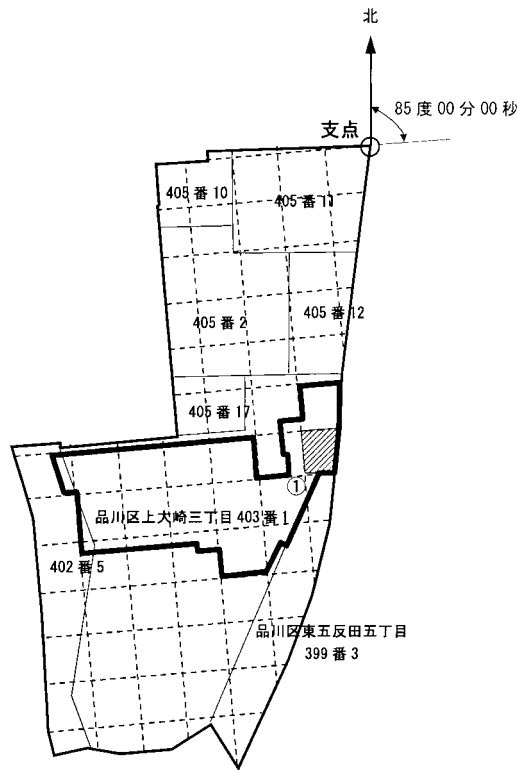
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区上大崎
三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- 敷地境界
- 調査対象地
- 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、品川区上大崎三丁目 405 番 11
の最北端とする。

【格子の回転角度(85度00分00秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及
び南北方向に引いた線並びにこれらと平行し
て 10m間隔で引いた線により構成されている
格子を、支点を中心として、右回りに回転さ
せた角度を示す。

測点	X座標	Y座標
①	-41,006.51	-10,221.60

上記の座標は測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、
世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第五十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第千三百四十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十二日

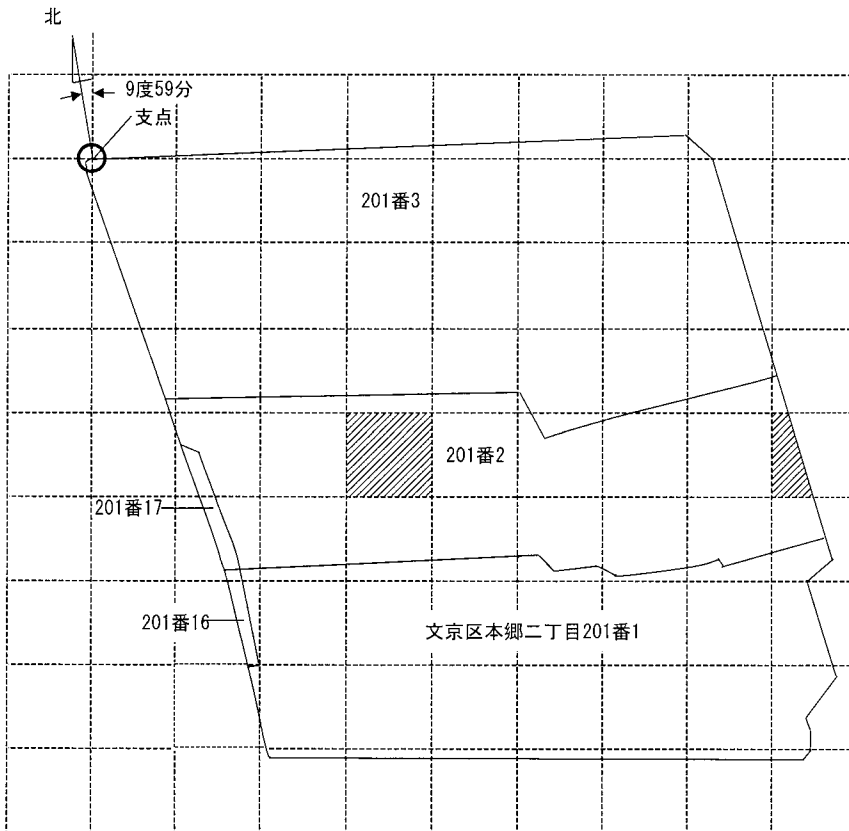
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(文京区本郷二丁目内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



<凡例>

- 単位区画境界線
- 筆境界線
- ▨ 指定を解除する区域

<支点>
支点は、文京区本郷二丁目201番3の最北端とする。

<格子の回転角度> 9度59分
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、地域森林計画を定めたので、同法第六条第七項の規定により次のとおり公表する。

平成二十八年一月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

地域森林計画の名称 多摩地域森林計画

縦覧場所

東京都産業労働局農林水産部森林課
及び東京都森林事務所保全課

●東京都告示第五十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十八年一月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 都道上館日野線

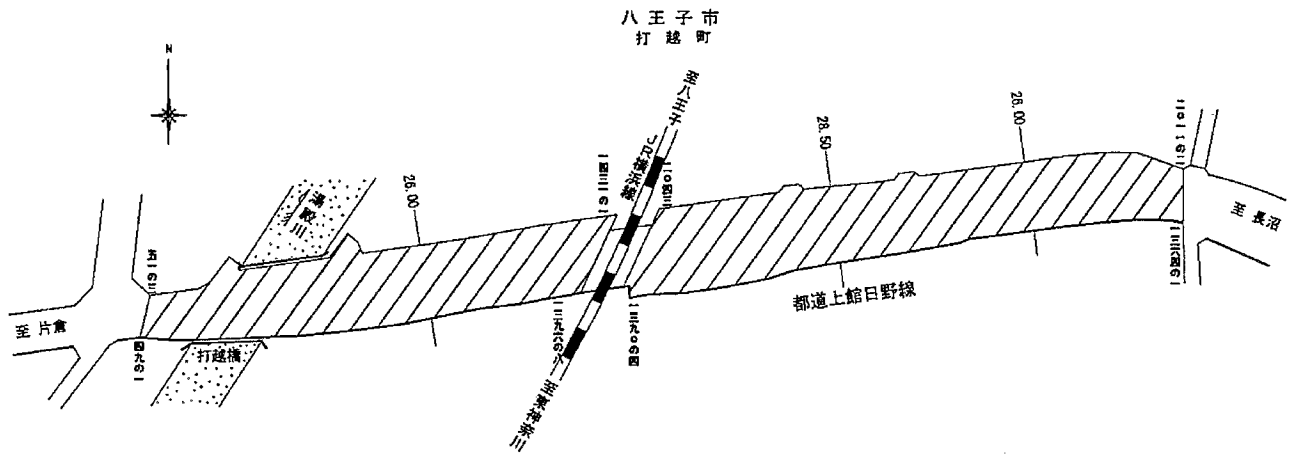
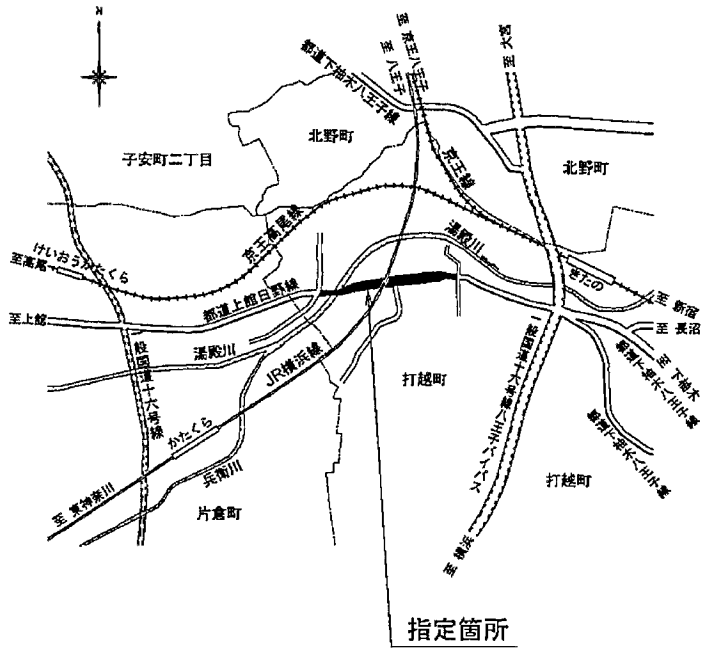
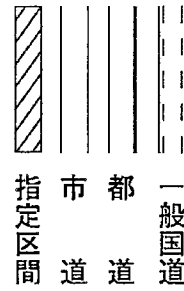
二 指定する区間 八王子市打越町五十一番三地先から同所千三百六十四番一地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

別 図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道上館日野線
八王子市打越町地内

延長 四一六・九五メートル
(電線共同溝予定名称 上館日野・六号)



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八條において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十月三十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハウ素系健康住宅協会

三 代表者の氏名

小林 好三

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区千住三丁目三十三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、住宅建築に必要な資材と素材の性能試験事業、木材保存剤・防蟻剤・塗料の安全性試験事業、室内空気汚染の調査・測定事業、優良住宅資材と素材に対する認定事業、ハウ素系防蟻防蟻剤の施工技術向上を目的とする施工技術者養成と優秀施工技術者認定事業、ハウ素系防蟻防蟻剤の普及促

進事業、出版物やセミナー等による広報活動を行い、一般市民がシックハウス症候群をはじめとする住原病（住宅に使用される建材や塗料、その他農薬等の防蟻剤が原因で発症する病気をいう）にならないように、より安全で快適な住環境の実現に寄与することを目的とする。
（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十一月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハンディキャップサポートウーノの会

三 代表者の氏名

田辺 広子

四 主たる事務所の所在地

東京都西東京市住吉町三丁目十二番十九号

五 定款に記載された目的

この法人は、ハンディキャップを持つ人に対して、就業支援及び自立するための生活支援等の事業を行い、広く福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十一月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッション

三 代表者の氏名

寺脇 研

四 主たる事務所の所在地
東京都中央区日本橋小伝馬町十六番八号 共同ビル六階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、特にフィルムコミッション活動を行う個人・団体に対して、フィルムコミッションの啓発・推進に関する事業、フィルムコミッション活動を行う人材の育成に関する事業、国内外のフィルムコミッションに関連する個人・団体への協力・支援に関する事業を行い、もって国内外の映画・映像作品の制作支援、映像産業及び文化の振興と発展、国際協力並びに地域経済の活性化を図り、広く公益に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人エムレブ・スポーツアカデミー

三 代表者の氏名

丸山 三四四

<p>四 主たる事務所の所在地 東京都豊島区巢鴨一丁目十九番十五号 米山ビル三〇二号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は次世代を担う子供たちや青少年に青年にいたるまで広くスポーツを愛する多くの人たちに対してスポーツ教室を中心にスポーツ活動・スポーツ普及活動を行い、スポーツを通じて青少年の健全育成や市民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十月二十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ウォータース・リバイタルプロジェクト</p> <p>三 代表者の氏名 水谷 要</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区恵比寿西二丁目二十一番三一五〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、河川の保全活動と地域の活性化のために、ゴミ收拾をはじめとした定期的な清掃、河川に関する生態・水質等の調査研究、検定等による環境教育の推進、河川をはじめとした自然保護の普及啓発に関する事業を通じて、バランスの崩れた川を復元し、地域の生活環境と自然環境の改善に努めることで、人と自然の調和がとれた環境社会づくりに寄</p>	<p>与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十月二十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本・ミャンマーメディア文化協会</p> <p>三 代表者の氏名 渡邊 一孝</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区高円寺南二丁目四十二番八一五〇八号 サンライフ高円寺</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、ミャンマーを中心としたアジアでの映画制作・映像文化の推進を図り、もって、日本とアジアの友好増大及び文化交流を拡大することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十月二十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人全体最適の行政マネジメント研究会</p> <p>三 代表者の氏名 田中 秀明</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区猿樂町一丁目七番三号 明治大学猿樂町第三校舎C一〇三</p> <p>五 定款に記載された目的</p>	<p>この法人は、主に行政関係者に対して、世界最高水準の全体最適のマネジメント理論を学びながら、現実の持ち寄った問題を行政と民間の垣根を越えて実践的に解決していくセミナー等を開催することで、優れたマネジメント力、幅広い問題解決力及びブレイクスルーの豊かな発想力を身につけ向上することを図り、かつ日本をよくしたい志と問題意識を持つ方のネットワークづくりのプラットフォームを提供することにより、限られた予算及びリソースで優れた行政サービスを提供することに寄与し、日本をよりよくすることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十月二十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人終活総合支援センター</p> <p>三 代表者の氏名 松永 忠雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区歌舞伎町一丁目二番三号 レオ新宿四階一四号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、高齢化社会における認知症・介護に関する情報、人生の終末における準備に関する情報提供および啓発に関する事業を通じて、高齢者とりわけ視覚障害者・聴覚障害者・言語障害者・知的障害者の方々が希望する自分らしい人生の終末およびその後の円満な財産承継の支援に努めることで、</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

高齢者とその家族に安心をもたららし、もって市民の暮らしの安寧およびその増進に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年一月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

日野市三沢三丁目三十九番五、小金井市本町二丁目二十番同番六、同番九、同番十、同十二号シテイライプ武蔵小番十二から同番十六まで、同金井参番館一〇一号室
ライズ・コーポレーション株式会社
代表取締役 太田 伸晃

あきる野市伊奈字森ノ下八百十一番一、同番八、同番九及び同番十六
あきる野市館谷二百二十二番地九
有限会社ルーミングモア
取締役 南澤 敏雄

立川市柴崎町六丁目百四十八番一の一部、同番一地先、百四十九番の一部、百五十四番一、同番二、同番三の一部、同番十二及び百五十八番二

福生市加美平三丁目三十一番三十四
青梅市野上町二丁目二百五十番地八
株式会社山一建設
代表取締役 山野井信夫

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年一月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

小平市小川町二丁目千百三十三番の一部、同番地先及び千三百三十四番一から同番十二まで
小平市小川町二丁目千百三十三番地
大沢 定夫

府中市白糸台二丁目九番六、同番七、同番三十四、同番三十五、同番四十、十一番二及び同番三十四
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

東村山市廻田町二丁目十九番八及び同番九の各一部、同番十並びに同番三十一の一部
東村山市廻田町二丁目十九番地七リバーサイド小町一〇二
小町 金市

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十八年一月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア	店舗名	(仮称)ペンブローック六本木七丁目計画
イ	店舗所在地	港区六本木七丁目百十三番一ほか
ウ	設置者名	ペンブローック・ロッポンギ7・リアルエステート・リミテッド
(二)ア	店舗名	(仮称)新宿駅新南口ビル
イ	店舗所在地	渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十四番地ほか
ウ	設置者名	東日本旅客鉄道株式会社
(三)ア	店舗名	(仮称)ビバホーム足立神明店
イ	店舗所在地	足立区神明二丁目六番二十三号
ウ	設置者名	住友商事株式会社
(四)ア	店舗名	西友練馬店B館
イ	店舗所在地	練馬区練馬一丁目三番十号
ウ	設置者名	西武鉄道株式会社
(五)ア	店舗名	聖蹟桜ヶ丘OPA
イ	店舗所在地	多摩市関戸四丁目七十二番地
ウ	設置者名	ケルス・プロパティ特定目的会社ほか二名
(六)ア	店舗名	株式会社大丸松坂屋百貨店 松坂屋上野店
イ	店舗所在地	台東区上野三丁目二十九番五号
ウ	設置者名	株式会社大丸松坂屋百貨店
(七)ア	店舗名	株式会社ダイシン百貨店ビル
イ	店舗所在地	大田区山王三丁目六番三号
ウ	設置者名	株式会社ダイシン百貨店
(八)ア	店舗名	コモデイイイダ町屋店
イ	店舗所在地	荒川区町屋三丁目十八番十一号
ウ	設置者名	株式会社コモデイイイダ

二 東京都の意見の概要

(一) 概要

一(一)から(八)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

(二) 意見の通知日

平成二十七年十二月二十八日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

四 縦覧期間

平成二十八年一月二十二日から同年二月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。